

○塚原 修一（国立教育研究所）

戦後の大学院政策を概観し、これまで審議会などで提案された政策のうち、何が実現して何が今後の課題として残されているかを整理したい。

1. 新制大学院の発足

日本の（旧制）大学院制度は1886年の帝国大学令によって導入されたが、戦前戦中期を通して、学術研究者の養成機関として必ずしも充分には機能していなかった。すなわち当時は大学教員の養成形態が多様であって、大学院を経由して大学教員（助教授）なる経路のほか、学部卒業後、大学院に進学せずに助手や副手をへて大学教員となる場合も多かった。また、学位授与については、医学博士を除く分野ではほとんどが論文博士であって、課程博士のしめる割合はきわめて小さかった。

戦後教育改革による新制大学院は1951年度から発足し、1955年頃には旧制大学院の再編成をほぼ完了して一応の定着をみた。当初の新制大学院は、教員配置や予算上の措置をとまわずに発足していたが、その学生数は、発足以降、順調に増加していた。構成比をみると、発足当初は文科系が3分の2をしめていたが、まず医学系が増加し、ついで理工系が増加したことにより、1960年代中頃には文科系の比重は3分の1にまで縮小していた。

このうち、理工系の増加は理工系増員計画の結果であるが、このときの増員計画は、高等教育では学部段階に主たる関心をおいていた。すなわち、1957年11月5日に発表された文部省の「科学技術者養成拡充計画」（8千人増員計画）では、大学院の拡充について詳細な記述を欠いていたようであるし、同月11日の中央教育審議会答申『科学技術教育の振興方策について』でも、全体で9頁にわたる答申のうち、大学院については数行を割いてその充実を求めたにとどまった。

大学院生の育英奨学については、1959年3月2日の中央教育審議会答申『育英奨学および援護に関する事業の振興方策について』の一部に盛り込まれた。この答申では、育英奨学および援護に関する事業の目標として、教育の機会均等の実現、英才の育成とともに人材の確保をあげ、学術研究者の確保をはかるため、大学院に在学する者に対して研究奨励金を給与するとした。その内は、博士課程については、「その修了者によって、少なくとも学術研究者の現在の数を維持することを目標として、研究科別に定めた数の者を対象とし、給与年額は最低18万円」、修士課程では「研究科別に博士課程への接続に必要な数の者を対象とし、給与年額は最低12万円」としていた。この金額は、同年齢層の年収にほぼ見合っていた。

学者を対象としたこの当時のすぐれたルポルタージュのひとつとして、藤田信勝『学者の森』上下2巻（毎日新聞社、1963年）があげられよう。これは、1962年1月29日から翌年6

月29日まで513回の新聞連載をまとめたものである。そこでは、研究環境の悪さ、給与の低さなどが繰り返し語られているが、大学院生の就職難については言及されていない。

いずれにせよ、1950年代の中頃までの新制大学院の設置認可、50年代後半から理工系増員計画の一環としての拡充を含めて、新制大学院制度の定着がはかられたと言えよう。その過程では、大学院学生を勧誘する方向に政策が向けられていたようにみえる。

2. オーバー・ドクター問題

ところが大学拡張が一段落すると、70年代から80年代初頭にかけて、オーバー・ドクター（OD）問題が大学院の主要な論点のひとつとなった。ODとは研究者の供給過剰であり、「就職の意志を持ちながら、未就職の状態にあって研究を続けている博士課程出身者」と定義されていた。この時期にそれが顕在化した理由として、当時の博士課程はもっぱら学術研究者を養成していたためとされたが、需要の縮小ばかりではなく、大学拡張による供給増加が問題を深刻化したものと推測される。OD数の正確な把握は難しいが、文部省の調査によれば、ODの数は74年に2,500人、80年には3,700人（いずれも12月1日現在、医歯系を除く）であった。

OD問題は高学歴者の失業問題でもあるから、生活に困窮しているであろう当事者に対する緊急避難的な救済措置は政策課題となる。実際、学術審議会の最初の本格的な答申である『学術振興に関する当面の基本的な施策について』（73年10月31日）では、そうした措置としてポスト・ドクトラル・フェローシップ（博士号取得者を対象とした資金供与、PDF）の充実を求めている。とはいえ、OD問題の本質的な対策としては、期限付きのPDFにとどまらず、博士の需要拡大か供給制限を行なう必要があった。上記の答申においても、博士課程は「研究者の適性と意欲をもつ者を入学させるよう、厳しい選抜を行なう……必要がある」として供給制限による水準維持を強調したほか、研究者の需給関係を速やかに検討して大学院の計画的整備を行なうよう求めている。

もっとも、日本の大学教員市場には構造的な問題があり、急激な大学拡張のせい、当時の若手研究者（現在の50歳代前半に相当しよう）を大量に採用したため、大学教員の年齢構成が偏っていた。そのため、このままでは1990年から2010年にかけて大学教員の著しい高齢化を招くほか、定年退職者を補充する研究者需要が特定の時期に集中して、年齢構成の偏りを再生産すると予想された。それを防止するため、日本科学者会議は、計画的な増員によって大学教員の年齢構成を平準化するよう提言したが実現しなかった。

3. 大学院の規模

(1) 学術審議会における研究者の需給予測

上述した研究者の需給予測は実施にうつされ、84年2月6日の学術審議会答申『学術研究体制の改善のための基本的施策について』に結果がもりこまれた。この答申では、産業界等を含めて日本全体の研究活動を支える多数の研究者を幅広く養成し確保する必要性が高まる

と認識していたが、2000年までの研究者需給を予測した結果は以下のようであった。

- ① 研究者の需要はしだいに増加し、大学院修了者に対する2000年の研究者需要は、修士が11,000人、博士が5~7,000人と予測された。しかし、会社等の需要は大半が学士か修士であり、博士に対する需要は大学が3分の2から4分の3を占めた。
- ② 一般に、大学院修了者のなかには、進学者や研究者以外の職業につく者が含まれる。これを考慮して1982年度における研究者の供給をみると、修士は修了者が17,000人に対して研究者の供給数が7,000人、博士は修了者が4,000人に対して研究者の供給数が3,000人であった。すなわち、現状のままでは供給不足となり、とりわけ修士が不足する。

(2) 大学院の量的拡大計画

大学院の量的拡大計画は、臨時教育審議会と大学審議会で進められた。臨時教育審議会は第一次答申（85年6月26日）で大学院をとりあげ、①創造的な研究者や力量ある専門職能人など、質の高い人材に対する要請が高まっている、②欧米にくらべて日本では高等教育における大学院の比重が低い、という二点をあげて大学院の量的拡大の緊急性を指摘した。このうち、国際比較による大学院の拡張論はこの審議会で初めて取り上げられた論点であろう。

翌年4月23日の第二次答申ではこの指摘が具体化された。そこでは、大学院の飛躍的充実と改革が緊要な課題であるとし、固有の教員組織、施設・整備の強化とあわせて、大学院の多様化、弾力化を求めた。すなわち、①大学院を生涯学習機会の一環としても位置づけ、成人の学習ニーズに応じるため、夜間課程の開講や昼夜開講制の推進、パートタイム・ステューデント制の採用など大学院の裾野を広げる方向を示し、②大学院における留学生受入れ体制の整備・充実を提言した。第三次答申（87年4月1日）では、大学院の充実をはかる条件として公財政支出の充実と多面的資金の導入をあげ、大学院の充実とその活性化を公財政支出の重点課題のひとつとした。

臨時教育審議会の答申は大学審議会大学院部会の審議に引き継がれ、大学院部会は91年11月25日に『大学院の量的整備について』を答申した。そこでは、大学院の規模について、過去の伸び率、企業の採用希望の高まり、社会人のリカレント教育に対する需要の増加、留学生の受入れ数の増加などの動向をふまえて、2000年度における大学院学生数を少なくとも現在の2倍程度に拡大することが必要であるとする数量的な目標を示した。

(3) 潮木らによる研究者の需給予測

前述の需給予測から10年後の1994年に潮木らは2010年までの研究者の需給予測を公表し、その結果を学術審議会に報告した。予測の方法は前回とほぼ同様であったが、産業界等における研究開発活動の活発化などによって、結果はやや異なるものとなった。

- ① 博士に対する需要は、会社等における高学歴化や、大学進学率の動向などによって左右されるが、2000年には3,500~7,000人、2010年には4,000~11,000人となった。これに対して、現状のままでは博士の供給不足となるが、上述した大学院の量的拡大計画が達成されれば、供給不足・供給過剰のいずれもあり得る。
- ② 予測の前提にもよるが、博士に対する会社等の需要が大学の需要を上回る場合がある。

4. 大学院の組織

(1) 教育と研究の分離

大学院の組織のあり方に関する本格的な議論は、中央教育審議会の答申『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』（71年6月11日、いわゆる四六答申）が行なっていた。この答申では、高等教育の大衆化や学術研究の高度化によって、教育と研究を並行して行なうことが困難になっているとの認識を示し、これらの変化に対して答申では、①高等教育の多様化（将来の進路に応じた学部課程の類型化、高度専門教育を行なう修士課程と学術の研究修練を中心とする博士課程の種別化）、②教育組織と研究組織の分離（とくに大学院をもつ高等教育機関において、両組織をそれぞれ合理的に編成する）という2つの提案を行なった。中央教育審議会の四六答申はさまざまな批判をまきおこし、高等教育の多様化もその対象となった。このうち、第2の提言は学術審議会の73年の答申に引き継がれ、学問体系および自己の研究の発展に応じて流動的に変化する必要がある研究組織（教員組織）と、比較的安定を要する教育組織（大学院を含む）との分離が求められた。この方式は、新構想の筑波大学において実現した。

(2) 大学院の弾力化

大学院制度の弾力化は当初は研究上の必要から提起され、学術審議会の73年の答申は、学部をもたない独立大学院や複数大学の提携による連合大学院の構想に言及していた。それらは、新しい研究分野や境界領域の大学院教育を有効適切に実施するための構想であった。

学術審議会の84年の答申も、大学院の組織・編成等の弾力化を提言していた。これまでの大学院は基本的に学部・学科に対応して編成されていたが、研究者養成の観点からは、新しい研究分野や研究領域の抬頭など近年における学術研究の著しい進展に適切に対処し得るよう、必要に応じて学部とは異なる大学院独自の組織編成を図ることが肝要であると言うのである。すなわち、前述の教育と研究の分離では、安定を要する教育組織を流動的であるべき研究組織から分離したが、ここでは、安定的な学部教育組織に対して、大学院の組織は学術の進展に応じて変化すべきものとされていた。

臨時教育審議会と大学審議会もまた大学院制度の弾力化を求めていた。これらは教育の目的と対象の変化に対応するものであり、すでに述べたように、臨時教育審議会の答申は、成人の社会ニーズに応ずるための弾力化を求めていた。これをさらに具体化した大学審議会大学院部会の答申『大学院制度の弾力化等について』（88年7月11日）では、研究者のみならず高度の能力と豊かな学識を有する人材の養成を博士課程の目的とした。あわせて、従来の学部との共用を改めて、大学院固有の施設・設備の充実をはかり、独立大学院や独立研究所の設置を促進するとした。これらの弾力化の措置は実現に移されていった。

5. 学生等への援助

在学生への援助と修了者への援助はかなり意味が異なる。

(1) 在学生への援助

大学院生に資金等を援助する目的は、優れた研究者を養成・確保することにある。そうした事業の代表例として日本育英会の育英奨学事業があった。しかし、ODが問題化していた時代には、在学生に対する援助策を格別に強化しなくとも、学術研究の後継者の確保は難しくなかったと想像される。むしろ当時の関心は、とくに優れた学術研究者の選択的な育成にあった。学術審議会の73年の答申には、博士課程とは別の制度によってそれを実施しようという提案がもりこまれている。すなわち、専門分野によっては、比較的早い時期から、研究者としての適性に着目して特定の研究に専念させることが有効な場合があることを考慮し、大学院による研究者養成と並行して、別途に研究員（リサーチ・フェロー）の制度を設け、修士課程あるいは学士課程修了者に対し、研究修練者としての地位と処遇を与えつつ修練をつまさせる方途についても検討する必要があるとしていた。

しかし、80年代に入ると状況がかわる。学術審議会の84年の答申によれば、PDFである日本学術振興会の奨励研究員制度は優れた若手研究者の養成・確保策として不十分であり、対象を拡大する必要があった。すなわち、博士課程学生を含む若手研究者が現実に第一線の研究にも従事していることにかんがみ、博士課程（後期）の学生で特に優れた者について、研究条件の確保に配慮してフェローシップの対象とすることを考慮し、科学研究費補助金の適切な種目について申請を可能にするよう求めていた。

さらに、90年代初頭には若手研究者の民間志向が高まっていた。92年の答申『21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について』（7月23日）では、その主要な原因として、民間企業における比較的高水準の処遇や研究環境等を指摘し、この傾向が進行して大学が優れた研究後継者を確保しにくくなれば、研究活動の健全な発展と次世代の研究者養成に支障があるとした。これを改善するため、未来を担う青少年に夢と情熱を与えるよう学術研究の魅力を高めることを始め、研究者の養成・確保のための諸施策を積極的に講ずることが必要であるとした。

その具体策としては、育英奨学事業の充実、研究者等の処遇の改善、女性研究者や外国人研究者の活躍機会の拡大などを提言していた。とくに、日本学術振興会の特別研究員制度については、研究奨励金の増額と採用人数の大幅な拡充を求め、当面は博士課程在学者について重点的に拡充する必要があるとしていた。

(2) 修了者への援助

PDFは、博士修了者の就職難に対処する措置であるとともに、短期的雇用の機会が学術研究者としての経験の幅を広げ、力量を高め、またそれを確認する機会であるにとらえられていた。学術審議会の73年の答申では、PDFの機能として、研究活動の最も活発な若い時期に研究に専念ないし研究を継続させることをあげ、将来の人材確保と日本の研究水準の維持向上のために重要であるとしていた。PDFの規模については、今後ますます充実を図る必要があるとしたが、個人の申請によるもののほか、大学、研究所等からの申請に基づくフェローシップの枠を設けることを考慮すべきであるとした。

なお、この答申では研究評価に関連して、若手研究者を直ちに特定の地位には採用せず、

一定期間はリサーチ・フェローとして採用し、その間に後継者としての適性を見分けることなどもその一方法であるとしていた。

PDFを拡大する提言は、84年の答申でも踏襲された。しかし、92年の答申では、奨励研究員制度を拡充する重点は博士課程在学者に移っていた。かわって、博士課程修了者等については、大型化・高度化する研究プログラムへの機動的な参画を図るなどのプログラム研究への対応、選考機関、採用手続等の採用方法の改善について検討するとともに、長期的には、助手制度との関連に配慮しつつ特別研究員のあり方について見直す必要があるとした。すなわち、就職難の救済措置としてよりも、重要課題に対する短期集中的な研究活動の一端を担う役割が注目されていた。

6. 人文・社会科学研究の推進

日本の社会科学と社会科学政策については、77年のOECD調査団報告が次のように手厳しく批判していた。①文献的研究や観念的研究が多く、経験科学的研究、問題指向型研究、学際的研究が少ない。②研究成果の評価方式が確立していない。経験科学的研究に対する学界の評価が低い。③固定的な講座制、同系繁殖、移動の乏しさなどのため、新しいタイプの研究を取り上げたり、分野をこえた研究協力や、目的指向型研究をしようとするインセンティブが研究者に少ない。④大学の研究費にしめる経常研究費の割合が大きく、目的指向型研究に多額の研究費が支出されるようになっていない。⑤政策形成に直接寄与する研究が少なく、また、そうした研究を政策形成に利用する体制がない。

当面の振興方策として提言した。

このような提言は、基本的には学術審議会の84年の答申に盛り込まれ、92年の答申も踏襲していた。しかしその中で、現実の社会状況を踏まえた研究を一層推進することも重要な課題であることを指摘していた。すなわち、研究基盤を全体的に充実・強化して各分野の発展を促すばかりでなく、特に必要性の強い分野の重点的推進を強調し、地球環境、生命倫理、地域研究、政策研究などを例示して、これらの分野に配慮することが適当であるとした。とくに地域研究については、その推進を必要な方策のひとつとして掲げていた。

7. 大学院への期待

- (1) 大学院の「大衆化」
- (2) 産業界向けの研究者養成と学術研究の後継者養成の分担
- (3) フェローシップの配分方式
- (4) 成長分野における研究費とフェローシップの連動
- (5) 萌芽的分野における人物に着目した若手研究者養成策
- (6) 理工系離れから人文社会科学指向へ？

紙幅の制約で注記は割愛した。